

## 九州大学同窓会館使用規則

平成16年度九大規則第66号  
施行：平成16年 4月 1日  
最終改正：令和 3年 3月30日  
(令和2年度九大規則第75号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学同窓会館（以下「会館」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 会館に会議室及び多目的室（以下「会議室等」という。）の施設を置く。

2 前項に規定するもののほか、会館に附属施設として小講堂を置く。

(使用の範囲)

第3条 会議室等は、九州大学（以下「本学」という。）の卒業生、職員その他総長が適当と認める者が、主として相互の親睦のため使用するものとする。

2 小講堂は、本学又は本学の各部局が主催する学術又は教育に関する行事その他総長が適当と認めるものに使用するものとする。

(使用時間)

第4条 会議室等及び小講堂の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

(使用の申込み及び許可)

第5条 会議室等及び小講堂を使用しようとする者は、使用開始予定日の7日前までに、所定の使用申込書を提出し、総長の許可を受けなければならない。

2 会議室等及び小講堂の使用を許可したときは、所定の使用許可書を交付する。

3 会議室等及び小講堂を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けた後において、使用日時等を変更しようとするときは、使用開始予定日の3日前までに新たに使用申込書を提出し、総長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第6条 総長は、会館の運営上特別の必要が生じたときは、会議室等及び小講堂の使用の許可を取り消すことができる。

2 総長は、使用者が使用許可の条件に違反したとき、又は使用申込書に虚偽の記載をしたときは、使用の途中であっても使用許可を取り消すことができる。

3 前項の使用許可の取消しによって生ずる損害については、本学は、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第7条 使用者は、別に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(返還)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる場合には、直ちに会議室等及び小講堂を管理人の立会いの下に返還しなければならない。

(1) 会議室等及び小講堂の使用を終わったとき。

(2) 会議室等及び小講堂の使用許可を取り消されたとき。

(義務)

第9条 使用者は、管理人の指示に従い、善良な管理者の注意をもって会館を使用しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、会館の使用中に、その責に帰する事由により建物若しくは附属物を滅失し、又はき損したときは、当該損害に相当する金額を賠償しなければならない。

(会館の事務)

第11条 会館に関する事務は、国際部国際企画課において行う。

(雑則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第70号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第83号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第91号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第75号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。